

近年は、広島大学法学部のみならず他大学の法学部との模擬法律相談会も開催しています。模擬法律相談は、基本的に対面で行いますが、他大学とはオンラインシステムを活用しています。法科大学院の学生の場合とは異なり、学部生3～5人程度のチームで相談を受けてもらいますので、回答を考える為にディスカッションをする時間を設けています。参加者全員が大学で学んだ知識のすべてを出し合い、真剣に話し合う様子は、画面越しでもその熱意が伝わってきます。相談を終えた学生からは「難しかったけれど、楽しかった」「またやりたい」「就職の面接に役立ったように思う」と言われた模擬クライアント(SC)は、「一層のやりがいを感じる」と言っています。

「模擬法律相談会」にご興味のある方がいらっしゃいましたら、リーガル・サービス・センターまで、御連絡下さい。



オンラインを利用した模擬法律相談の様子

2023年4月、法学部と大学院人間社会科学研究所人文社会科学専攻法学・政治学プログラムが、東広島キャンパスから東千田キャンパスに移転しました。これに合わせて新棟（慎思棟6階建て）が建設され、その関係で、2022年6月、LSCは2度目の事務室移転となりました。現在のLSCは、正門近くのB棟1階にあります。少し、手狭にはなりましたが、窓も大きく日がよく差し込む明るい事務室では、20年前、秘かに決めたテーマカラーのピンクがより一層、引き立って鮮やかに映えます。（Y）



新しい相談室

コラム

「浜の真砂は・・・」



今年（2025年）は昭和100年に当たる。「昭和レトロ」ともてはやされている。

昭和30年代のNHKで「事件記者」は看板番組のひとつだった。ご存じない方がほとんどであろうが、永井智雄、大森義夫、天田俊明ら渋い役者が警視庁記者クラブに詰めた複数の新聞社の記者・デスクの役で、事件が起きると、報道を競い合うという筋立てだった。これを日活が1959年に映画化したものを去年、東京・京橋の国立映画アーカイブで見た。品川駅で起きた発砲事件が発端だった。

その後も1972年のあさま山荘事件での発砲、1995年の警察庁長官の狙撃事件と、凶悪犯罪があったことは周知のとおり、去年後半はいわゆる「闇バイト」事件が日々報道され、その後も、金属盗難事件などが相次いでいる。「浜の真砂は尽きるとも世に盗人の種は尽きまじ」とはよく言ったものだ。

法科大学院が稼働して20年が経過した。150年周年を迎えた広島大学に比べると、法科大学院の歴史は圧倒的に短い。この間、法科大学院をめぐる議論は喧しい。法科大学院数は最大74校を数えたが、いまでは34校に半減し、定員も6,000人弱から1,600人程度まで減った。各地の弁護士会からは、事件件数が減少傾向にあり、少子高齢化も進み、さらに紛争案件は減少するので弁護士の供給過多を招くことになる、と司法試験合格者の減員を求める声も出ている。しかし、そうだろうか。

2001年6月の司法制度改革審議会意見書は、「法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、『この国のかたち』となる」ことを目指している。一方、刑事犯罪は様相を変えており、また人々の生活様式、志向、さらに経済主体の制度、仕組みが変化している。その中において「司法」は法の支配の理念に基づき、当事者を対等の地位に置き、公平な第三者が適正かつ透明な手続により公正な法的ルール・原理に基づいて判断を示さなければならない。

2000年4月の朝日新聞東京版・朝夕刊で裁判に関する報道は合計18件にとどまった。それから24年後の昨年4月の朝夕刊では、32件の裁判に関する報道があった。この間、一般の裁判・司法に対する関心は着実に広がっているのである。（YK生）



「五ヶ年の跡見返れば雪の山」元裁判官で、その後、別子銅山の支配人に就任した伊庭貞剛が詠んだ句です。20年を迎えたリーガル・サービス・センターの足跡を振り返った時、何が見えるのかと考えます。「雪」と称するほどの苦難ではありませんが、心残りや気がかりを数えればキリがありません。一方、「10年前にもお世話になったのだけれど」「ここがあって助かった」との相談者の言葉にほっとすることもあります。実は、この句には続きがあります。伊庭の朋友、品川弥二郎が「月と花とは人に譲りて」と下の句を添えました。華々しい実績ではなくとも、トラブルを抱え、助けを求めたいとき、「リーガル・サービス・センターに電話してみよう」そう思っていただけの存在であり続けたい・・・そのために何をすべきか、もっと工夫できることはないかと考え続けた20年。未来に繋がると信じます。（幸）

広島大学大学院人間社会科学研究所附属 リーガル・サービス・センター

広島市中区東千田町1-1-89 TEL (082) 542-7035



広島大学

開設20周年

発行日 令和7年3月1日

リーガル・サービスセンター

こんせいしゃ

巻頭言

リーガル・サービス・センターの入り口ドアの先には、ベンジャミンの鉢植えが置かれています。ベンジャミンは「幸せをもたらす木」とも呼ばれ、20年前にLSCが開設されたときに、職員の知人から、相談に来られる方や関係者の幸せを願って贈っていただいたものです。

リーガル・サービス・センターは、2022年に広島大学東千田キャンパスB棟1階に移転しました。移転後も、ベンジャミンの鉢植えを入り口ドアの先に変わず備えています。移転後のセンターは、以前に比べて若干東千田キャンパスの正門に近くなり、アクセスも少しだけ分かり易くなりました。ベンジャミン(幸せをもたらす木)の鉢植えも目印にしていいただければと思います。



広島大学大学院人間社会科学研究所附属
リーガル・サービス・センター(法科大学院)
センター長 小濱 意三

ご挨拶

広島大学法科大学院は、2004年4月、新たな法曹養成制度の一翼を担う専門職大学院として設置されました。法科大学院は、法曹実務家を養成するため、憲法、民法、刑法などの法律基本科目のほか、リーガル・クリニック(法律相談実習)、模擬裁判、エクスターンシップなどの実務基礎科目を設けています。これによって、将来の法曹実務に必要な専門知識と応用能力を涵養しています。また、高度専門職業人たる法曹としての責任感と職業倫理を身につけるため、法律相談や法曹倫理に関する授業科目において、少人数教育のもとで教員と学生との対話を通じて、法曹としての心構えや責務についての自覚を深めています。

当法科大学院では、こうした実務基礎科目の充実を図り、法律相談の実習機会を身近に設けるため、さらには一般市民に対する法的支援を提供する社会貢献のため、2005年4月、法務研究科附属のリーガル・サービス・センターを開設しました。

リーガル・サービス・センターでは、広島弁護士会のご協力により、民事事件について弁護士による無料法律相談を毎週木曜日に実施しています(学生の傍聴も可能)。こうした活動のみならず、リーガル・サービス・センターでは、豊富な相談内容を素材とした実務相談教材を作成するとともに、いわゆる模擬クライアント(独自の養成プログラムを修了した一般市民の相談者役)の養成に長年にわたり力を注いできました。この取り組みにより、学修レベルに応じたオリジナルのシナリオに基づいて、法的コミュニケーション能力の向上を図るとともに、

法的問題点の本質を見極める力を養うことが可能となるなど、実習教育のあり方は、質・量ともに飛躍的に向上し、現在では、他大学からも模擬クライアントを用いた法律相談の手法が注目され、高く評価されるに至っています。

これらの活動を継続しながら、このたびリーガル・サービス・センターが創設20周年を迎えることができましたことは、誠に喜ばしいかぎりです。

今後とも、ますます法科大学院における法曹養成教育の充実・発展を強力にサポートし、また、一般市民に対する法的支援を通じた社会貢献に寄与することが期待されるところであります。

皆様のご協力に感謝しつつ、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



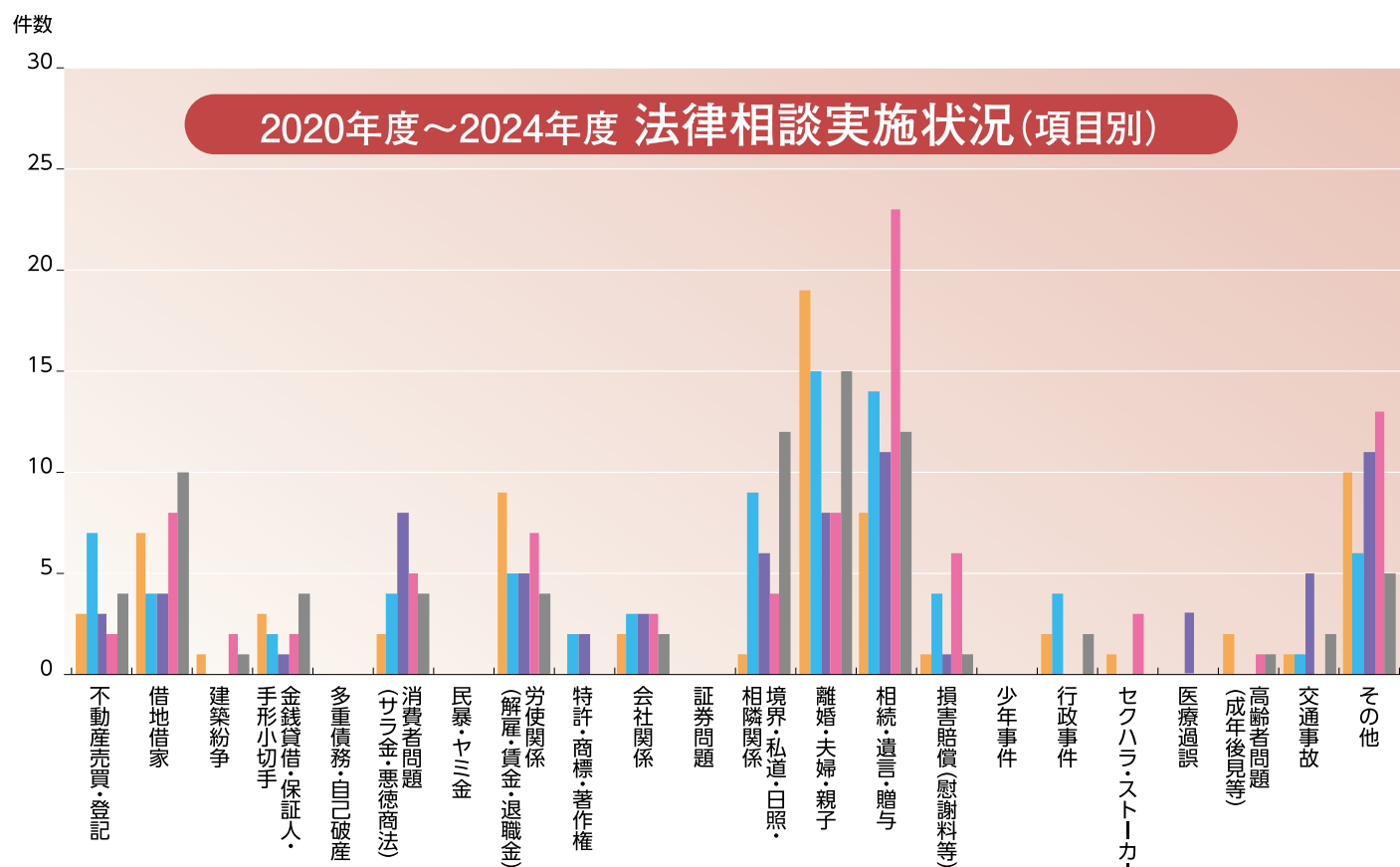
広島大学法人間社会科学部研究科附属リーガル・サービス・センター(LSC)は、2005年に開設され、本年で開設20周年を迎えることができました(開設当時の名称は法務研究科附属リーガル・サービス・センターでしたが、2020年の広島大学の組織改編にともない改称されました。)。本冊子は、LSCの2020年度以降の活動を示したものです。

LSCは、①無料法律相談を通じて社会貢献を行うとともに、②法律相談で得られた情報を利用するなどして、法分野における臨床的・実務的な教育方法・教材を提供することを主たる目的としています。

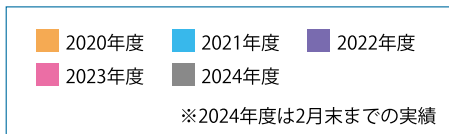
2020年度以降の活動を振り返ってみますと、2020年以降にLSCで行われた法律相談の件数は、延べ379件でした。2020年からのコロナ禍の影響等により、以前と比べ件数的には伸び悩みが見られますが、地域の身近な法律相談の場として社会に貢献して参りました。

教育面では、法律相談で得られた情報を利用して作成された教材を活用し、また、LSCで養成した模擬相談者に協力いただいて、多数の模擬法律相談を実施することができました。LSCの行う模擬法律相談は、正規の授業のみならず、院生の課外の自主的な学習においても実施され、優れた教育効果があるものとして広く活用されています。またコロナ禍を機に模擬法律相談の授業をオンラインで実施するノウハウを開発し、遠隔地にある他大学の授業にも組み込んでいただきました。

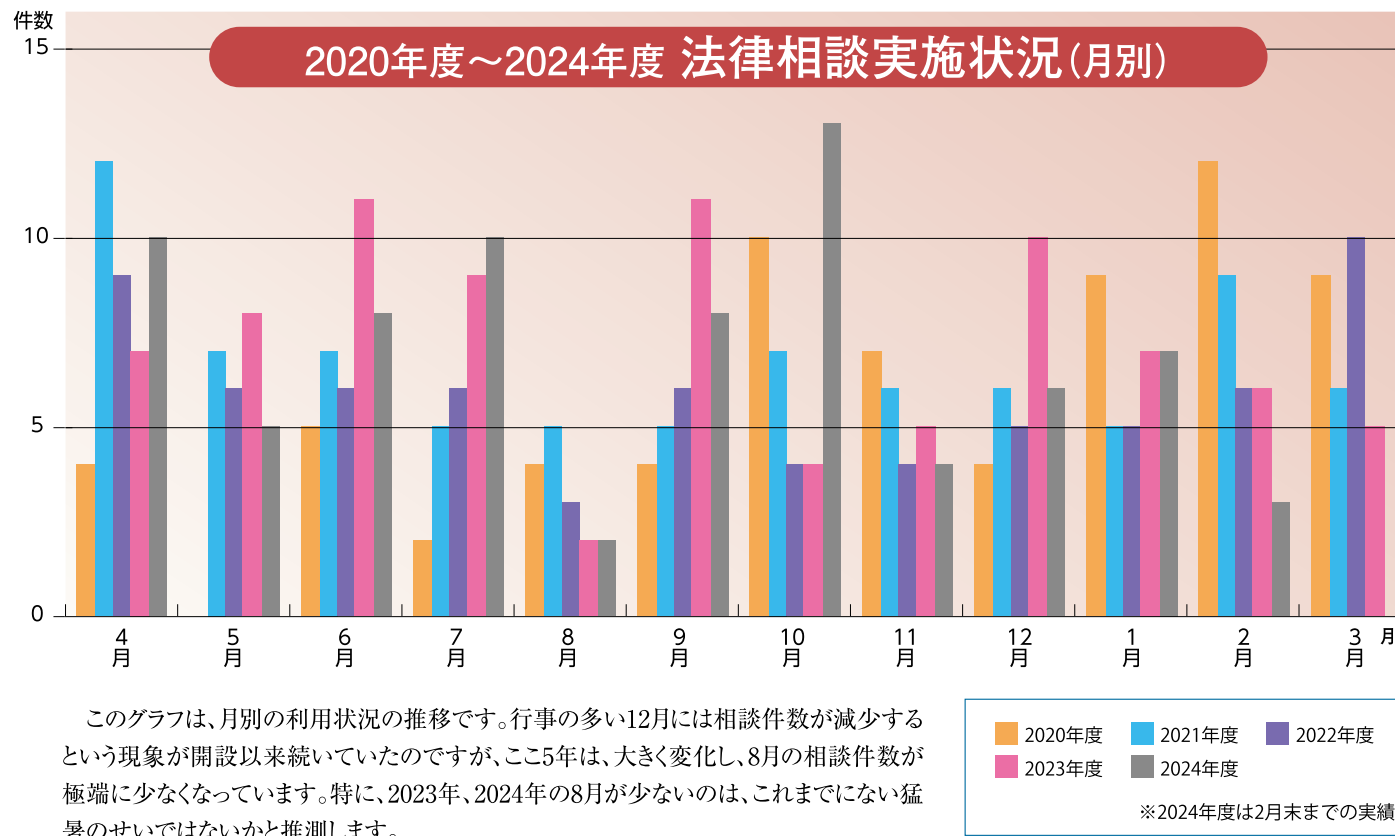
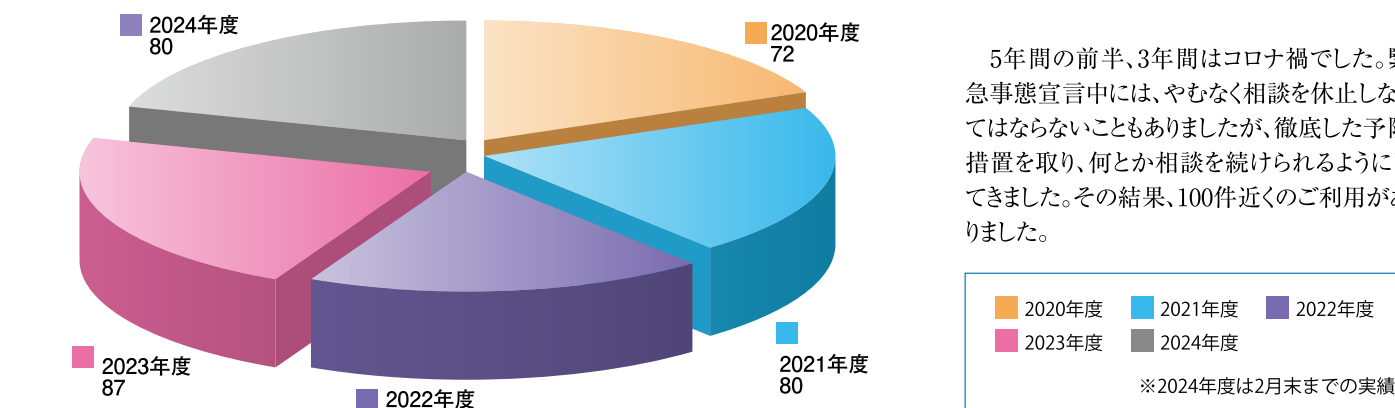
センター長 小濱 意三



相談内容を項目別に分類したグラフです。近年は、「車を傷つけられた」「草刈りをしてくれない」など、ご近所トラブルと言われる相隣関係のご相談が増加傾向にあります。また、マンションの管理組合や町内会などの会計処理や規約の詳細についてのご相談も増えています。



無料法律相談 相談実施件数年間合計



LSCでは、毎週、一般市民・企業の方々からの法律相談を承る「無料法律相談」を実施しています。民事事件の基礎となる「民法」は、様々な改正を受けています。成人年齢の引き下げ、再婚禁止期間の廃止、個人保証・事業保証の厳格化、相隣関係の見直し、共有制度の見直し、所有者不明土地管理制度の創設、相続制度の見直し、相続財産を国庫に帰属させる制度など、「こうなるはず」という旧来の知識では、思わぬ過ちを犯してしまうかもしれません。

もちろん、様々な法的トラブルは、常に裁判所の関与が必要となるわけではなく、「私的解決」、つまり法律や判例とは異なる内容での解決も可能です。しかし、そのためには、どこにどのような法的問題が潜んでおり、どのような法的判断がなされているのか、という公平な立場からの基準や判断を知ることが、市民の「納得」のためには不可欠です。

LSCでは、様々なリーガル・サービスを提供すると共に、「法の支配」を基盤とする紛争解決に貢献できる法曹の養成に邁進致します。今後とも、ご指導ご支援の程、宜しく願い申し上げます。

実務法学専攻副専攻長 田村 耕一

